

災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時における救護活動の万全を期するため、十勝管内各町村（別掲（以下「甲」という。））と社団法人十勝医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、十勝管内各町村地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲は、十勝管内各町村地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、それを甲に提出するものとする。

（救護班の業務）

第4条 救護班は、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急措置及び医療
- (2) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 被災者の死亡の確認及び死体の検案

（救護班に対する指揮命令等）

第5条 救護班に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医薬品の補給等)

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

(収容医療機関の指定)

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1)救護班の編成及び派遣に要する費用

(2)救護班が携行した医薬品を使用した場合の実費

(3)救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金

(4)前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

(細目)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意志表示がないときは、この協定は有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降同様とする。

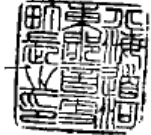


この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙兩者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 3年 4月 1日

甲 十勝管内各町村

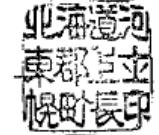
音更町 町長 金子 尚



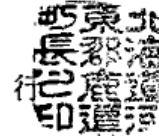
士幌町 町長 小川 寅之



上士幌町 町長 高橋 正



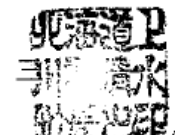
鹿追町 町長 岡野 友



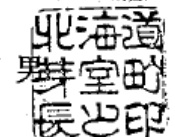
新得町 町長 佐々木 忠



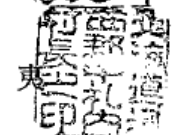
清水町 町長 矢地 広



芽室町 町長 鈴木 三智



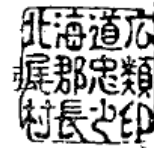
中札内村 村長 小田中 刻



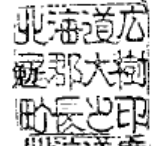
更別村 村長 林



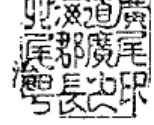
忠類村 村長 吉 田 一



大樹町 町長 福 原



広尾町 町長 泉 耕



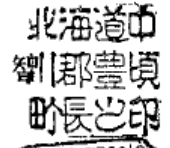
幕別町 町長 林 照



池田町 町長 石 井



豊頃町 町長 長 瀬



本別町 町長 鎌 田 照



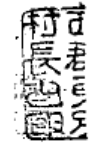
足寄町 町長 富 田 秋



陸別町 町長 杉 田



浦幌町 町長 徳 永 光



乙 河西郡芽室町本通4丁目25番地

社団法人十勝医師会 会長 山 本 孝

